

平成19年 5 月30日

## 意見聴取の開催について (案)

「規格・基準の制定又は改正に係る透明性の確保に関する指針（昭和60年9月30日 アクション・プログラム実行推進委員会決定）」において、規格作成過程における透明性を確保するため、原案作成過程において、案を提示しつつ、関係者から意見の聴取を行う機会を設ける機会を設けることとされています。

この指針に従い、以下のとおり意見聴取を実施することとします。

### 1 意見聴取を行うこととするCISPR規格

第22回会合において取りまとめた次の規格の答申素案

- (1) CISPR 13（音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法）
- (2) CISPR 16（無線妨害波及びイミュニティの測定装置と測定法の仕様 part 1 無線妨害波及びイミュニティの測定装置の技術的条件）
- (3) CISPR 22（情報技術装置の無線妨害特性の許容値及び測定法）

### 2 スケジュール (案)

5月30日 CISPR委員会（答申素案の了承及び意見聴取実施の了承）

6月1日 意見聴取実施についての報道発表

～ 募集期間 3 週間 ～

6月22日 意見提出〆切

6月28日 意見聴取のため、CISPR委員会を開催

※ 意見を陳述する旨の申し出がなければ開催しない。

### 3 報道発表(案)

次ページ案のとおり。

(案)

平成 x x 年 x x 月 x x 日  
情報通信審議会  
情報通信技術分科会  
C I S P R 委員会

## 国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格についての関係者からの意見聴取

情報通信審議会情報通信技術分科会では、国際電気標準会議(IEC)の特別委員会である国際無線障害特別委員会(CISPR)において各種の電子・電気機器等から発生する妨害波の許容値及び測定法に関して定めている国際規格について検討を行っており、平成19年7月下旬を目途に取りまとめを行う予定です。CISPR委員会では、下記1の規格について別添1(PDF)※のとおり答申素案を取りまとめたところです。

については、平成19年6月28日(木曜日)に開催を予定している、情報通信審議会情報通信技術分科会CISPR委員会において関係者の意見陳述の機会を設けることとしておりますので、希望する者は下記2～5の要領により申し出てください。

### 記

- 1 検討したCISPR規格 (いずれも前回答申以降の規格の改正を反映したもの。)
  - (1) CISPR13
  - (2) CISPR16
  - (3) CISPR22
  
- 2 意見陳述を行える関係者  
国際無線障害特別委員会(CISPR)の諸規格に関し学識経験を有する者(国籍を問わない。)
  
- 3 意見陳述の方法  
意見陳述は、平成19年6月28日(木曜日)に開催予定の情報通信審議会情報通信技術分科会CISPR委員会において、日本語で行うこととします。  
※ 意見陳述人の氏名、職業及び意見(長文の場合は概要とする。)は、後日、CISPR委員会の資料に掲載するほか、総務省ホームページに掲載することとします。
  
- 4 意見陳述のために必要な手続  
意見陳述を行うためには、別添2の様式で、意見陳述人の氏名(法人又は団体(以下「法人等」という。))の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名並びに意見陳述を行う人の役職及び氏名とする。以下同じ。)、職業(法人等の場合は記載を要しない。以下同じ。)及び意見を記した文書を郵便、FAX又はE-mailにより平成19年6月22日(金)(必着)までに下の5の提出先に提出してください。併せて、別添3の様式で、本件に関する連絡先を提出してください。

ただし、必要な事項の記載のない場合又は CISPR 委員会に出席のない場合は、提出された意見を無効といたします。

また、検討時間の関係から所要の調整をさせていただくことがあります。

なお、意見陳述を行うために要する費用は、すべて意見陳述人の負担とします。

5 内容の問い合わせ先及び意見の提出先

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課電磁障害係 大泉、元村、茂呂

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎 2 号館

電話 (03)-5253-5907

E-mail densyo@ml.soumu.go.jp

※ 別添 1 として、本日検討した答申素案を添付する。

別添 2

意 見 書	
平成 年 月 日	
情報通信審議会情報通信技術分科会 C I S P R 委員会 あて	
意見陳述人	
(ふりがな)	
氏名 (注 1) :	
(ふりがな)	
意見陳述を行う人の役職及び氏名 (注 2) :	
職業 (注 3) :	
意見	
(意見を適宜記載)	
	以 上

(用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。)

注 1 法人又は団体 (以下「法人等」という。) の場合は、法人等の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注 2 法人等の場合のみ記載すること。

注3 法人等の場合は記載を要しない。

注4 意見が1000字を超える場合には、意見の概要を添付すること。

別添3

意見書に関する連絡先

郵便番号：

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名：

電話番号：

E-mail (注)：

(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

注 E-mail アドレスがない場合は、記載を要しない。